# 鹿児島県公報

平成30年7月6日(金)第3431号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

- ○森林病害虫等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令(森づくり推進課取扱い) 1
- ○保安林の指定予定の通知(2件) (森づくり推進課取扱い)2 ○陪宝者の日常性活及び社会性活力(※会性に主持された状の社会に基づく性実力主持
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
- 医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い)3
- ○県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 3
- ○県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い)3 ○県営土地改良事業の工事の完了(2件) (農地整備課取扱い)3
- ○県営土地改良事業の工事の完了(2件) (農地整備課取扱い)3 ○公共測量の実施 (監理課取扱い)4
- ○公共測量の終了 (監理課取扱い) 4
- ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 4
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 4
- ○道路の位置指定の廃止 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 5

公告

- ○平成30年度職業訓練指導員試験公告 (雇用労政課取扱い) 5
- ○平成30年度第1回家畜人工授精講習会開催公告 (畜産課取扱い) 8
- ○開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 9
- ○一般競争入札公告 (管財課取扱い) 10

監 査 委 員 公 表

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 13

告示

# 鹿児島県告示第726号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 区域及び期間
  - (1) 区域 県全域
  - (2) 期間

平成30年8月1日から平成31年7月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び 枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)並びにこれらの包装をいう。以下同じ。)の次 の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区 域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指 宿市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曽 屋久島町口永良部及び大島郡の区 於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布 | 域 志市, 南九州市, 伊佐市, 姶良市, 薩摩郡, 出水郡, 姶良郡, 曽於郡, 肝属郡及び熊毛郡 (屋久島町口永 良部の区域を除く。)の区域

奄美市、鹿児島郡、熊毛郡のうち

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1の(1)に掲げる区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理す る者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出 ることができる。

#### 鹿児島県告示第727号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林 として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所 鹿屋市新栄町1694番, 1695番, 1702番
- 2 指定の目的 十砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第728号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林 として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所 薩摩郡さつま町山崎字山角1504番1,1581番1
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第729号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

3			
薬	局	更新年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
寿八丁目薬局	鹿屋市笠之原町29番5号	平成30年	育成医療・更
		7月1日	生医療
こがね薬局	出水市黄金町427番3号	平成30年	育成医療・更
		7月1日	生医療
第二緑調剤薬局	出水市緑町44の38	平成30年	育成医療・更
		7月1日	生医療
さつま薬局	薩摩川内市御陵下町2650番地	平成30年	育成医療・更
	3	7月1日	生医療
緑調剤薬局串木野店	いちき串木野市昭和通276	平成30年	育成医療・更
		7月1日	生医療
山口薬局	薩摩川内市西向田町18-28	平成30年	育成医療・更
		7月1日	生医療

#### 鹿児島県告示第730号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型)(旧:畑地帯総合整備)(農業用用排水施設整備)芦清良地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
  - 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
  - 平成30年7月9日から同年8月6日まで
- 3 縦覧場所

知名町役場耕地課

#### 鹿児島県告示第731号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により,土地改良事業県営畑 地帯総合整備(担い手育成型)小島河地地区第2換地区の換地計画に係る換地処分を,平成30 年5月22日に行った。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第732号

土地改良事業県営特殊農地保全整備(区画整理及び農用地保全)西原台地区の工事は、平成 12年3月28日に完了した。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第733号

土地改良事業県営水田転換特別対策(区画整理)大美地区の工事は、昭和53年3月30日に完了した。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第734号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により, 鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量(吉野地区土地区画整理事業 出来形確認測量)
- 2 作業の期間 平成30年7月1日から平成31年1月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市吉野町,下田町及び川上町

#### 鹿児島県告示第735号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、 大隅地域振興局長から平成29年10月31日鹿児島県告示第1043号で告示した公共測量の実施は、 平成30年3月16日終了した旨の通知があった。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 北薩地域振興局告示第6号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により,指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成30年7月6日

北薩地域振興局長 大竹俊光

		T				
事業	<b>美</b> 所	指定障害児通所支援事業者		廃止年月	障害児通	
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	廃 业 平 万 目	所支援の
41 1/1	77 15 16	4	所在地	名	I	種類
薩摩川内市子ど	薩摩川内市永利	薩摩川内市	薩摩川内市神田	岩切 秀雄	平成30年	児童発達
も発達支援セン	町4107番地 2		町3番22号		3月31日	支援・保
ターつくし園						育所等訪
(児童発達支援						問支援
センター)						
薩摩川内市子ど	薩摩川内市永利	薩摩川内市	薩摩川内市神田	岩切 秀雄	平成30年	児童発達
も発達支援セン	町4107番地 2		町3番22号		3月31日	支援
ターつくし園						
(児童発達支援						
事業施設)						

#### 北薩地域振興局告示第7号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年7月6日

北薩地域振興局長 大竹俊光

事業	業 所		申請者		<b>北</b> 安 左 日	障害児通
tz #h-	=c + uh	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	種類
児童発達支援事	薩摩川内市宮内	社会福祉法人可	薩摩川内市宮内	今村 英世	平成30年	児童発達
業所かめさんち	町2641番地	愛会	町2539番地2		4月1日	支援
薩摩川内市子ど	薩摩川内市永利	社会福祉法人薩	薩摩川内市永利	今別府哲矢	平成30年	児童発達
も発達支援セン	町4107番地16	摩川内市社会福	町4107番地1		4月1日	支援・保
ターつくし園		祉協議会				育所等訪
(児童発達支援						問支援
センター,保育						
所等訪問支援事						
業施設)						
薩摩川内市子ど	薩摩川内市永利	社会福祉法人薩	薩摩川内市永利	今別府哲矢	平成30年	児童発達
も発達支援セン	町4107番地16	摩川内市社会福	町4107番地1		4月1日	支援
ターつくし園		祉協議会				
(児童発達支援						
事業施設)						
放課後くらぶエ	出水市知識町	一般社団法人み	出水市本町17番	双津 忠一	平成30年	放課後等
イトプラス	324番地 2	かさの里	20号		4月1日	デイサー
						ビス

# 姶良·伊佐地域振興局告示第15号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、昭和43年9月30日 にした道路の位置の指定の全部を、次のとおり廃止した。

平成30年7月6日

姶良・伊佐地域振興局長 下村一彦

申請者の住所及び	
廃止年月 日 名称並びに代表者 道路の所在地 道路の幅員 の氏名	道路の延長
平成30年 鹿児島市宇宿二丁 自9番11号 字新田4番・15番合株式会社土佐屋 併27の一部,4番・15番合併343の一部,	249.00メートル

公告

平成30年度職業訓練指導員試験公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定により、平成30年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の実施期日
  - (1) 学科試験

平成30年9月9日(日)

- ア 指導方法 午前10時から午前11時まで
- イ 関連学科 実施しない。
- (2) 実技試験

実施しない。

2 試験の実施場所

かごしま県民交流センター (鹿児島市山下町14番50号)

3 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第 11の免許職種の欄に掲げる免許職種

4 学科試験の科目

指導方法(職業訓練原理,教科指導法,訓練生の心理,生活指導及び職業訓練関係法規)

5 受験資格

試験を受けることができる者は、法第30条第3項に定める者であって、6に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることができる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 6 試験の免除

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりとする。

<u> </u>	
免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学
等級の技能検定に合格した者	科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格し	実技試験の全部
た者	
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系
	基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指
	導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎
	学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験にお	実技試験の全部
いて実技試験に合格した者	
職業訓練指導員試験において学科試験のう	学科試験のうち指導方法
ち指導方法に合格した者	
免許職種に関し、職業訓練指導員試験にお	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は
いて学科試験のうち関連学科の系基礎学科	専攻学科(フォークリフト科,建築物衛生
又は専攻学科(フォークリフト科,建築物	管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導
衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練	員試験にあっては、学科試験のうち関連学
指導員試験にあっては、学科試験のうち関	科)
連学科)に合格した者	
職業訓練指導員試験において学科試験のう	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当
ち関連学科の系基礎学科に合格した者	該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と
	同一の系基礎学科に限る。)
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し,	学科試験のうち指導方法
職業訓練指導員試験において学科試験のう	
ち指導方法に合格した者と同等以上の能力	
を有すると職業能力開発総合大学校の長が	
認める者(法第30条第3項に定める職業訓	
練指導員試験を受けることができる者に限	
る。)	

免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者(法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。)	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者(法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。)	実技試験の全部
免許職種に関し,応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し,専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法(昭和22年法律第26号)による 大学又は高等専門学校において免許職種に 関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる 免許職種について同表の試験の免除を受け ることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げ る試験

7 試験手数料

学科試験 3,100円

- 8 受験手続
  - (1) 提出書類等
    - ア 職業訓練指導員試験受験申請書
    - イ 写真(申請前6月以内に撮影した縦4センチメートル,横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもので,裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
    - ウ 受験資格を証明する書面
    - エ 試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受けることができる者であることを 証明する書面
    - オ 試験手数料(鹿児島県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納入すること。ただし,送 付の方法により受験申請書を提出する者で,鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあ っては,鹿児島県収入証紙に代えて普通為替証書又は定額小為替証書を同封することが できる。なお、受験申請書等を受理した後は、試験手数料は返還しない。)
  - (2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)

9 提出書類等の受付期間

平成30年7月19日(木)から同年8月9日(木)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成30年8月9日の消印のあるものまで受け付ける。

10 職業訓練指導員試験受験申請書の用紙の交付

職業訓練指導員試験受験申請書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、140円分

の切手を貼った返信用封筒(縦33センチメートル,横24センチメートルの角形2号)を同封 すること。

11 受験票の交付

職業訓練指導員試験受験申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対しては、受験票

12 合否判定の基準

学科試験の指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。

13 合格者の発表

合格者の受験番号を平成30年9月28日(金)に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊 下及び鹿児島県のホームページ (https://www.pref.kagoshima.jp/) において掲示するとと もに、合格者に対し、郵便により通知して行う。

#### 14 その他

- (1) 試験についての照会(試験の合否に係るものを除く。)は,鹿児島県商工労働水産部雇 用労政課(電話099-286-3019)に対して行うこと。
- (2) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の 表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。
- (3) 試験に関して、不正行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその 者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格 証書を返還させる。

(4) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67 号) 第23条の規定により試験結果(科目の得点)を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示を行う場所は 鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

平成30年度第1回家畜人工授精講習会開催公告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関す る講習会を次のとおり開催する。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

開催期日

平成30年9月3日(月)から同年10月10日(水)までの日(県の休日を除く。)

鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場(霧島市国分上之段2440番地)

3 講習会の定員

30人

4 講習会に係る家畜の種類

牛

- 受講及び修業試験の免除
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機 関(以下「大学等」という。)において家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96 号。以下「省令」という。) 第23条第1項各号に掲げる科目のうち次に掲げる科目を修め た者に対しては、その修めた科目(以下「受講等免除科目」という。)についての講習会 の受講及び修業試験を免除する。
    - 学科 畜産概論, 家畜の栄養, 家畜の飼養管理, 家畜の育種, 生殖器解剖, 繁殖生理, 精子生理又は種付けの理論

イ 実習 家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖又は発情鑑定

- (2) 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、省令第23条第 1項第1号に掲げる一般科目についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
- 6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 家畜人工授精講習会受講願書

イ 履歴書

- ウ 写真(出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面 上半身像のもの)
- エ 5 に該当する者にあっては、家畜人工授精講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面又は修業試験の合格証明書の写し
- (2) 提出書類等の提出先

受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所(県外居住の受講希望者にあっては、鹿児島県農政部畜産課(鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577))

(3) 提出書類等の受付期間

平成30年7月11日 (水) から同月20日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成30年7月20日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付

家畜人工授精講習会受講願書及び家畜人工授精講習会受講等免除願の用紙は, 鹿児島県農 政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。

なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 受講手数料

34,300円 (講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。)

9 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

平成30年7月30日(月)午後2時から午後4時まで

⑵ 試験の場所

鹿児島県庁(行政庁舎7階)総務部会議室7-総-1

(3) 試験の内容

畜産についての筆記試験

(4) 試験手数料

無料

(5) 試験の通知

試験を実施する場合は、平成30年7月25日(水)までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、平成30年8月8日(水)までにその旨を通知する。

10 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課(電話099-286-3223)又は各家畜保健 衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姶良市平松字湯尻3744番 5, 3790番 4, 3790番 5, 8129番の一部及び8468番の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 姶良市平松字湯尻3790番5,8129番の一部及び8468番の一部

水路 姶良市平松字湯尻3790番4

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

姶良市宮島町26番地

姶良市土地開発公社

理事長 湯元敏浩

#### 一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により,物品等の購入について, 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成30年7月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入をする物品等の名称及び数量 空間放射線量測定装置(NaI及び電離箱) 一式
  - (2) 購入をする物品等の特質等 入札説明書による。
  - (3) 納入期限 入札説明書による。
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下 「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定され た者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者で あること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱(平成15年鹿 児島県告示第416号) 第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類 を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特 定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提 出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年7月6日から同月20日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30 分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

平成30年8月17日午前10時30分(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに 必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年8月17日午前11時30分

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎8階)管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書 による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書の提出期限までに納付すること。ただし,次のア又はイのいずれかに該当するときは,入札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契 約保証金の納付が免除される。

なお,契約保証金は,契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が,過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と この契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上

にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会(以下「議会」という。)の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後,議会の議決までの間に,落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は,契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

14 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 15 SUMMARY
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Environmental Radiation Monitor (using NaI scintillation detector and Ionization chamber detector) 1set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 17 August 2018

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099 - 286 - 3826

FAX 099-286-5643

# 監査委員公表

# 監查委員公表第10号

平成30年3月23日付け監査第114号の監査結果に基づき、平成30年6月7日付け鹿公委会第3号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年7月6日

鹿児島県監査委員長野信弘同大薗豊同田之上耕三同桃木野幸一

# 指摘事項

機関名	事項の内容	講じた措置の内容
鹿児島西警察署	遺失物業務につい	指摘の対象職員については、鹿児島地方検察
	て,職員が廃棄すべ	庁に書類送致し、懲戒免職処分とした。
	きICカードを横領	また,改めて,全職員に対する教養を徹底す
	及び窃取した不祥事	るとともに、次の取組等を実施し、再発防止に
	が発生している。	努めている。
志布志警察署	遺失物業務につい	1 電子マネーのチャージ残高の確認
	て,職員が廃棄すべ	2 複数人による対応
	きICカードを横領	3 拾得物件を保管する保管庫の鍵の適正管理
	した不祥事が発生し	
	ている。	

# 文書注意事項

機関名	事項の内容	講じた措置の内容
機動隊 鹿児島	公用車の物品事故	県警察全体の取組として、警察学校初任科生
西警察署 姶良	が複数あり, 損害が	に対する四輪自動車運転訓練,県下警察安全運
警察署 霧島警	発生している。	転競技大会,安全運転指導員講習会等を実施し
察署		たほか,各所属において次の取組を実施し,再
交通機動隊 機	交通事故により,	発防止に努めている。
動隊	公用車等に損害が発	1 事故当事者に対する個別指導
	生している。	事故当事者に対し、事故原因の分析結果に
		基づく個別指導(運転訓練を含む。)を実施
沖永良部警察署	交通事故により,	した。
	相手方車両に損害が	2 運転訓練等の実施
	発生している。	若手警察官等に対し、運転技術の向上を目
出水警察署	交通事故が複数あ	的とした運転訓練及び車両点検要領,死角体
	り、公用車に損害が	験等の教養を実施した。
	発生している。	3 運行前の指示・声かけの実施
鹿児島中央警察	交通事故が複数あ	運行前に幹部が運転者等に対し、交通事故
署 鹿児島西警	り、公用車等に損害	防止に関する具体的な指示及び安全運転の声
察署 鹿児島南	が発生している。	かけを行い,注意喚起をしている。

警察署 南さつ		4 教養資料の発出及び指導教養
ま警察署 阿久		教養資料を発出するとともに朝礼や各種会
根警察署 姶良		議において,事故防止に関する指導教養を継
警察署 鹿屋警		続して実施している。
察署		5 安全運転意識の醸成
薩摩川内警察署	交通事故が複数あ	安全運転五則の唱和、ヒヤリハット体験ス
	り、公用車等に多額	ピーチ,小グループ検討会,定期的な車両点
	の損害が発生してい	検・清掃等を実施し、交通安全意識の醸成を
	る。	図っている。
鹿児島中央警察	パソコンの物品事	各所属において次の取組を実施し, 再発防止
署 鹿児島西警	故により、損害が発	に努めている。
察署	生している。	1 事故当事者に対する個別指導
		事故当事者に対し、再発防止について個別
		指導した。
		2 幹部による指示等
		朝礼や全体会議等において幹部による指示
		及び指導教養を実施した。
		3 教養資料の発出
		物品損傷事故防止対策について教養資料を
		発出した。
薩摩川内警察署	平成27年度の赴任	扶養親族でない配偶者(育児休業中)の扶養
	旅費について、支給	親族移転料を誤って支給していたものであり,
	誤りがあり, 平成28	再発防止のため赴任旅費支給時に扶養認定簿と
	年度に返納している	確実に照合することとした。
	ものがある。	